

一般社団法人新潟県サッカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新潟県サッカー協会と称し、英文標記は、Niigata Football Association (略称NiFA) とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、新潟県サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、もって県民の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) サッカー技術の研究と指導並びに医科学に関すること
- (2) 団体と個人の登録に関すること
- (3) 審判技術の研究並びに審判員の養成及び登録に関すること
- (4) 加盟団体の育成強化と相互の連絡及び親睦を図ること
- (5) 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関すること
- (6) サッカー競技会や講習会等の主催・共催・主管・後援等に関すること
- (7) 新潟県を代表するチームの役員・選手の選定及び派遣に関すること
- (8) 県外チームの招聘又は県外チームの来征の承認に関すること
- (9) 役員並びに選手の資格の認定に関すること
- (10) サッカー競技会に関する公式記録の作成及び保存に関すること
- (11) サッカー競技に関する宣伝・啓発を図ること
- (12) サッカー競技に関する功労者を表彰すること
- (13) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 組織及び加盟

(組織)

第6条 当法人は、公益財団法人日本サッカー協会の「定款」に規定する、新潟県のサッカーを統括する唯一の加盟団体であって、本協会に加盟登録された地区協会及び団体並びに個人をもって構成する。

(加盟)

第7条 当法人は、新潟県サッカー競技の統括団体として、公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人北信越サッカー協会、公益財団法人新潟県スポーツ協会に加盟する。

第4章 会員

(種類)

第8条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人(法人に準ずる団体を含む)で総会において承認された者。

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人(法人に準ずる団体を含む。)で総会において承認された者。

(3) 特別会員

当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会から推薦され、総会において承認された者

(入会)

第9条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当法人の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 当法人の会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の同意により除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会費等の不返還)

第14条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし「法人法」上の代表理事とする。また、1名以上2名以内を副会長、1名を専務理事、1名以上2名以内を副専務理事とする。
- 3 第1項の理事のほか、理事会の決議を経て特別な任務を有する理事(以下「特任理事」という。)を5名以内置くことができる。ただし、特任理事は理事会の議決権をもたない。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、正会員(法人にあってはその代表者)のなかから社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、副専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事の内同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別に関係ある者をいう。)の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第17条 理事は、理事会を構成して、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 会長は、代表理事として法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事、副専務理事は「法人法」上の業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事、副専務理事は役員会を構成し、合議により理事会に付議すべき事項の原案及び、緊急の処理が必要と認められる下記案件の原案を作成する。作成された原案は直後に開催される理事会で審議し、承認を得て決定される。
 - (1) 新潟県代表チームに関わる件。
 - (2) 事業に関する案件。
 - (3) FIFA又は外国サッカー協会等に関する国際的案件。
 - (4) 前各号のほか、会長及び専務理事が理事会に付議すべきと判断した案件。
 - (5) 会長及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の職務執行状況を監査し法令で定めるところにより監査報告書を作成する。
 - (3) 財産の状況又は職務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会及び新潟県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
- 6 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、その任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第19条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、付議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

- 第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 名誉会長・顧問及び参与

(名誉会長・顧問及び参与)

- 第21条 当法人は、名誉会長1名、顧問及び参与を若干名を理事会の決議を経て、総会の同意により会長が委嘱することができる。
- 2 名誉会長・顧問及び参与の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 名誉会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

第7章 事務局

(設置等)

- 第22条 当法人は、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長、事務局次長その他職員を置く。
 - 3 事務局長、事務局次長その他職員は、理事会の了承を経て会長が任免する。
 - 4 事務局長、事務局次長その他の職員の事務の分掌、給与については、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び種類)

第23条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 事業に関わる資料
- (9) その他必要な書類

第8章 会議

(種類)

第24条 当法人の会議は、総会及び理事会、常務委員会とし、総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、理事会は理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 総会は当法人の最高意思決定機関であり、「法人法」上の社員総会とする。

第1節 総会

(総会の構成)

第25条 総会はすべての正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第26条 総会はこの定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の決議事項)

第27条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事の選任又は解任
- (2) 事業計画及び収支予算についての事項
- (3) 事業報告及び収支決算についての事項
- (4) 当法人の規約の改廃についての事項
- (5) その他当法人の業務に関する重要事項

(総会の開催)

第28条 当法人の定時総会は、毎年3月(予算審議)及び、毎事業年度終了後3か月以内

(決算審議)に開催する。

2 当法人の臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員が、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の事由を示して、総会の招集を請求したとき。

(3) 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集したとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日の15日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第31条 総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第32条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第33条 正会員は、理事会で定めたときはあらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、他の構成員を代理人とし表決し又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録等)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事の選定及び解職。
- (4) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第37条 理事会は原則として2ヶ月に1回開催する。

- 2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を記載した書面により、開会の日の15日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数で行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合においては、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。
 - 3 「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第9章 専門委員会

(専門委員会の設置)

- 第43条 当法人の事業の遂行のため、次の専門委員会を設置し、各委員会の事業計画及び予算を作成し、当法人の理事会の承認を得て執行する。
- (1) 総務委員会
 - (2) 資格・規律・フェアプレー委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 技術委員会
 - (5) 事業委員会
 - (6) 医学委員会
 - (7) 第1種委員会
 - (8) 第2種委員会
 - (9) 第3種委員会
 - (10) 第4種委員会
 - (11) 女子委員会
 - (12) グラスルーツ委員会
 - (13) フットサル委員会
 - (14) 広報委員会
 - (15) マッチコミッショナー委員会
 - (16) 国際ユース大会委員会
 - (17) 国体等大会開催委員会

(18) アルビレックス新潟支援委員会

(19) 上記の委員会以外に必要な応じて理事会の決議を経て委員会及び特別委員会を置くことができる。

(専門委員会の組織及び役員)

第44条 各専門委員会は若干名で組織し委員長が任命する。

- 2 各専門委員会には委員長1名、副委員長1名以上2名以内、会計担当者1名を置き各専門委員会にて選出し、当法人の理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員任期)

第45条 各専門委員会の委員長、副委員長及び会計担当者の任期は2年とし、再任は妨げないが、4期8年以内とする。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後においても、後任者就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第10章 地区協会

(地区協会の編成)

第46条 当法人は、新潟県内におけるサッカー界を統括し、サッカーの普及及び振興を図り、かつ事業を円滑に遂行するため、上越地区サッカー協会、中越地区サッカー協会、新潟地区サッカー協会、下越地区サッカー協会の4地区協会を編成する。

- 2 各地区協会は会員によって組織され、その会員の合議により各地区協会の事業を決定し、会員の中から選ばれた地区協会理事が予算を編成し、当法人の理事会の承認を経て事業を執行する。
- 3 各地区協会は年度終了後、決算、事業報告書を作成し当法人の理事会の承認を得るものとする。

(地区協会の理事及び会長、理事長の選任及び理事の任期)

第47条 各地区協会の理事は、会員の中から選ばれ、理事の任期は2年とし、再任は妨げないが、4期8年以内とする。理事の内1名を会長、1名を理事長とし理事の互選により選任する。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 理事は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第 1 1 章 常務委員会

(組織及び職務)

第48条 常務委員会は、専務理事、副専務理事、各専門委員会の委員長及び各地区協会の理事長をもって構成する。

2 常務委員会は次の職務を行う。

- (1) 各専門委員会の事業計画の作成
- (2) 各専門委員会の予算の作成
- (3) 各専門委員会の事業報告の作成
- (4) 各専門委員会の決算の作成
- (5) その他理事会の決議を要しない業務の執行に関する事項

3 第2項の(1)号から(4)号は理事会に提案して承認を得るものとする。

(常務委員会の招集)

第49条 常務委員会は3月、5月、11月に定例委員会を、その他必要がある場合に臨時委員会を開催し専務理事が招集する。

2 常務委員会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を記載した書面により、開会の15日前までに通知しなければならない。

第 1 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第50条 当法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の別)

第51条 当法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第52条 当法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の決議を経て、定期預金とするなど確実な方法により会長が保管する。
ただし、重要な財産の処分及び譲受けは理事会において審議し決議する。

(基本財産の処分の制限)

第53条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、当協会の事業遂行上やむ得ない理由があるときは、正会員総数の3分の2以上の同意を得たうえで、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第54条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第55条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第56条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第57条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き総会において、正会員数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(新たな義務の負担)

第58条 第53条但し書き、及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行なおうとするときは、総会の同意を得なければならない。

(事業年度)

第59条 当法人の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第61条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第14章 雑則

(定款の施行について必要な事項)

第62条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。